

3.

「著しく事実に相違する」「著しく人を誤認させる」表示の判断

……………11

Q12 広告等が「著しく事実に相違する」又は「著しく人を誤認させる」表示である否かは、どのように判断するのですか？

4.

規制の対象となる広告等

……………12

Q13 当社の製品は、公的機関における検査を経たものですが、その旨を表示することは可能ですか？

Q14 販売する商品は特許を取得していますが、その旨を表示する場合に留意すべき点を教えてください。

Q15 健康保持増進効果等の程度を表現する際に、「最高」といった表現を用いることは可能ですか？

Q16 「〇〇に効くと言われていました。」といった伝聞調の表現を広告等に用いる場合に留意すべき点を教えてください。

Q17 試験管内実験や動物実験結果等を引用して健康保持増進効果等を表示する場合に留意すべき点を教えてください。

Q18 利用者から寄せられた体験談等を広告等に用いる場合に留意すべき点を教えてください。

5.

関連通知

……………15